

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	介護保険課

契約業者名・住所	富士通 Japan 株式会社 東日本公共ビジネス統括部（千葉）・千葉県千葉市中央区新町 3 番地 1 3
工事等の名称	松戸市介護保険システム電子審査会等利用契約
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	システム賃貸借
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	月額 金 5 6 5,5 1 0 円
工事等の概要	要介護認定審査会のオンライン化、介護認定審査資料のペーパーレス化を実施するため、現行の介護保険システムへのサブシステムである電子審査会機能を利用するもの
随意契約の理由	現行の電子審査会システムにおいては、富士通 Japan 株式会社千葉支社（現富士通 Japan 株式会社東日本公共ビジネス統括部）と令和 3 年 4 月 1 日より賃貸借契約を締結し、利用開始し、令和 8 年 3 月 3 1 日に賃貸借契約が満了となるが、賃貸借期間中において、大きな機器のトラブルもなく、安定的な運用をしており、機器の保守サポートも継続可能であることから、再リースを実施することが適切と思料する。また、システム継続利用にあたっては、①松戸市のカスタマイズ資産を無駄にすることなく引き続き利用可能であること。②松戸市の基幹系ネットワークポリシーを熟知していること。③障害発生時、端末・ネットワーク・パッケージソフト・ハード原因の特定が迅速に可能なこと。④個人情報管理及び松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できることを考慮する必要がある。 よって、本業務にかかる業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大きく、富士通 Japan 株式会社千葉支社（現富士通 Japan 株式会社東日本公共ビジネス統括部）にあつては、全条件を充たすとともに既存電子審査会システムの導入業者であり業務内容を熟知しているため、

	本業務を履行させるのに最も適当な事業者であるといえる。 したがって、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者のみから見積書を徴するものとする。
--	--